

平成28年度 第19回 役員会議事要旨

日 時 平成29年1月27日（金） 10時29分～11時40分

場 所 学長室

出席者 学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，和田理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事，山下附属病院長，吉永学長補佐

1 協議事項

- (1) 有田キャンパス設置に係る土地及び建物の使用貸借に関する協定について

学長から，本件について，平成29年4月1日に佐賀県立有田窯業大学校から佐賀大学に無償譲渡（譲与）される有田キャンパスの土地及び建物の佐賀県への使用貸借に関して，協定を締結するものである旨の説明があった。

次いで，吉永学長補佐から，有田キャンパスの一部について，無償譲渡後も佐賀県が窯業後継者の人材育成事業等に使用する土地及び建物の使用貸借に関する協定（案）について説明があり，協議の結果了承され，経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

学長から，本学が有田キャンパスで行う生涯教育と佐賀県の窯業人材育成事業の関係について，有田窯業大学校の学生が卒業する2年後ではなく，現時点で有田キャンパスの将来像を佐賀県としっかりすり合わせる必要があるとの発言があった。

- (2) その他
特になし。

2 審議事項

【一括審議事項】

学長から，平成28年12月26日，平成29年1月11日の役員会及び1月18日の拡大役員懇談会で協議し，1月16日，1月18日の経営協議会及び1月20日の教育研究評議会で審議した案件9件について，一括審議する旨の説明があり，一括審議事項の概要について次のとおり説明

があった。

(1) 構内駐車場の入構料金改定について

本件は、財源基盤健全化に向けた取組として構内駐車場の入構料金を改定し、入構管理における赤字解消を図り、良好な屋外環境を維持するもの。

(2) 大学貢献度（研究）に係るインセンティブの試行について

本件は、大学活動における個人に対するインセンティブ制度を導入し、さらなる外部資金等の獲得による研究の活性化やモチベーション向上につながることを目的とするもの。

(3) 有田キャンパス設置に係る普通財産譲渡契約書及び物品譲与契約書について

本件は、平成29年4月1日に佐賀県立有田窯業大学校から佐賀大学に無償譲渡（譲与）される有田キャンパスの土地、施設、物品について、契約を締結するもの。

(4) 平成28年度国立大学法人佐賀大学補正予算（案）について

本件は、予算に関する収入・支出額の増減に伴う収入・支出予算の補正を行う必要が生じたため、補正予算の編成を行うもの。

(5) 平成28年度業務達成基準を適用する事業について

本件は、附属病院再整備に伴う医療機器等整備事業、医学部教育研究環境整備事業及び学内環境整備事業の3事業について、業務達成基準の適用に係る審議を行うもの。

(6) 国立大学法人佐賀大学の中期目標・中期計画の変更について

本件は、クリエイティブ・ラーニングセンターが教育関係共同利用拠点に認定されたこと等に伴い、国立大学法人佐賀大学の中期計画を変更するために文部科学省へ変更の認可申請を行うもの。

(7) 平成28年人事院勧告への対応に伴う就業規則の一部改正について

本件は、平成28年の人事院勧告における給与法改正に伴って、関連する人事院規則の改正が平成28年11月24日付けで公布されたことにより、本学においても関連する職員給与規程の一部について追加の改正を行うもの。

(8) 労働契約法に基づく労働契約の転換及び附属学校・園の非常勤講師の雇用形態の変更に伴う就業規則の一部改正について

本件は、労働契約法に基づく有期労働契約期間の定めのない労働契約への転換及び附属学校・園において常態的に勤務する非常勤講師の雇用形態の変更に伴い就業規則等を改正するもの。

(9) 国立大学法人佐賀大学職員の懲戒処分の基準に関する細則の一部改正について

本件は、人事院「懲戒処分の指針について」（懲戒処分の対象となり得る代表的な事例とその標準的な処分量定）の一部改正に準拠して、所要の改正を行うもの。

審議の結果、9案件はすべて了承された。

(10) 学長裁量定数による配置について

学長から、本件について、国立大学法人佐賀大学学長裁量定数に関する要項第3に基づく重点配置を行うものである旨の説明があった。

次いで、後藤理事から、本学の特色である創設されたばかりの芸術地域デザイン学部芸術表現コースに2名及び教育関係共同利用拠点であるクリエイティブ・ラーニングセンターに3名、学長裁量定数を使用し重点配置を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

(11) 事務職員の人材育成に係る事務職員人事交流派遣研修実施規程の一部改正について

学長から、本件について、第3期中期計画・中期目標期間において、更に人材育成を図るため、地方公共団体、民間企業への研修体制を構築し、実施することから規程の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、派遣先に地方公共団体を追加し、研修期間を3月以内から1年以内に変更する旨の説明があり、審議の結果了承された。

(12) その他

特になし。

3 報告事項

(1) ハノイ国家大学とのツイニング・プログラム協定及び輔仁カトリック大学とのデュアル・ディグリー・プログラム協定の終了について

国際課長から、ハノイ国家大学外国語大学（ベトナム）とのツイニング・プログラム協定について、受入れ部局であった文化教育学部の改組により、新規の受入れができなくなったことから協定を解消し、また、輔仁カトリック大学（台湾）とのデュアル・ディグリー・プログラム協定について、受入れ部局であった教育学研究科が廃止され、学校教育学

研究科（教職大学院）となったことにより，新規の受入れができなくなったことから協定を解消する旨の報告があった。

(2) 附属病院経営状況について

山下医学部附属病院長から，平成28年度附属病院収支実績，月別材料比率の推移，附属病院の目標達成状況，稼働額明細等について報告があった。

(3) 病院再整備委員会報告について

医学部事務部長から，外来診療棟の再整備について，外来改修の移行計画，予算及び今後のスケジュールの報告があった。

(4) その他

特になし。

4 その他

特になし。

以上